

# 5

## 公的年金の給付は、老齢・障害・遺族の3種類です

年金というと「お年寄りのためのもの」と思いがちですが、若い人にとっても大切なものです。  
 ○公的年金は自分の老後を支えるとともに、親の老後も支えてくれます。  
 ○思わぬ事故や病気で障害が残ったときには「障害年金」、一家の働き手が亡くなったときには「遺族年金」が支給されます。

### 老齢年金

65歳以降、国民年金から「老齢基礎年金」を終身にわたって受け取ることができます。保険料を納めた期間が長ければ長いほど(上限は40年:480月)、それだけ老後に受け取る年金も多くなります。逆に、保険料を納めた期間が短ければ受け取る年金も少なくなります。

※厚生年金に加入していた期間については「老齢厚生年金」が上乗せされます。年金額は、過去の報酬と加入期間に応じて決まります。

### 障害年金

病気やけがで障害が残ったとき、国民年金から「障害基礎年金」を受け取ることができます。

※厚生年金に加入している場合は「障害厚生年金」が上乗せされます。

### 遺族年金

一家の働き手が亡くなったとき、子のある妻および夫は、国民年金から「遺族基礎年金」を受け取ることができます。

※亡くなった人が厚生年金に加入していた場合は「遺族厚生年金」が上乗せされます。

#### ●国民年金被保険者の種類

|     | 第1号被保険者                        | 第2号被保険者  | 第3号被保険者                                 |
|-----|--------------------------------|--|---|
| 対象者 | ○20歳以上60歳未満の農林漁業者、自営業者、学生、無業者等 | ○民間会社員、公務員   | ○第2号被保険者に扶養される20歳以上60歳未満の配偶者(年収130万円未満) |
| 保険料 | ○月額15,250円(平成26年度現在)<br>○各自が納付 | ○報酬額に比例 厚生年金の場合、報酬月額17.120%(平成25年9月~平成26年8月)<br>○会社と折半して負担<br>○給料から天引き | ○自己負担なし(配偶者が加入する年金制度が負担)                |
| 手続き | ○市(区)役所または町村役場に届け出             | ○勤め先で事業主が届け出   | ○配偶者の勤め先経由で届け出                          |

国民年金のお手続きやご相談は、お住まいの市(区)役所または町村役場、もしくはお近くの年金事務所へ!

年金事務所はこちらから(日本年金機構HP)

全国の窓口 日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/>

# 知っておきたい年金のはなし

概要版

20歳になったら国民年金



日本年金機構は、国(厚生労働大臣)から委任・委託を受けて公的年金制度の運営業務を行っています。〈平成26年3月作成〉14031012003

<http://www.nenkin.go.jp/>

# 日本の年金制度の概要

## 1 公的年金はみんなが加入し支え合う制度です

公的年金の制度とは、年老いたときやいざというときの生活を、働いている世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金制度に加入して、保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

- ・日本国内にお住まいの20歳以上60歳未満のすべての方に、国民年金への加入が法律で義務付けられています(国民皆年金)。
- ・原則的には保険料を納めなければ年金を受け取ることはできません(社会保険方式)。ただし、低所得などにより保険料を納めることが困難な方のために保険料免除制度や、若年者納付猶予制度、学生納付特例制度があります。

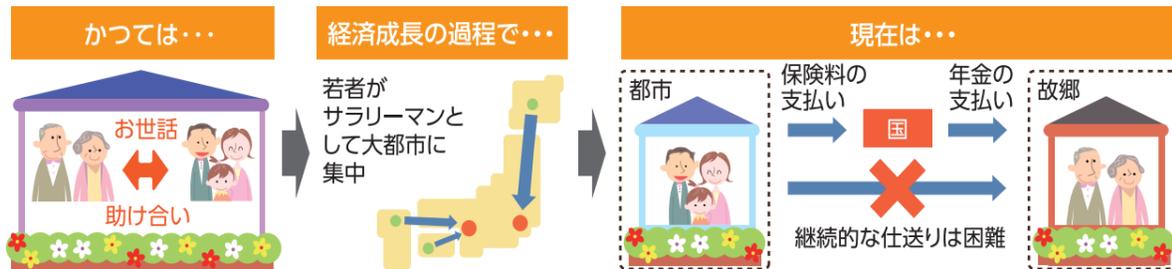
▶ 保険とは、将来起こり得る事故に備えて保険料をみんなで拠出し、事故が起きたときに集団で支え合う仕組みです。社会保険とは、社会連帯の精神に基づき、病気、けが、出産、死亡、老齢、障害、失業など生活の困難に遭遇した場合に一定の給付を行って、生活の安定を図ることを目的とした公的な保険制度です。

## 2 公的年金制度が果たす役割

### ●少子化・核家族化の進行

かつては、親と同居して農業や自営業を一緒に営む人が多く、自分で親を養っていました。経済成長の過程で、親と別居して都市で会社勤めをする人が多くなったことや、平均寿命も長くなったことにより、親を養うための費用が大きくなり、自分で親を養うことが難しくなっています。こういった社会の変化の中で、社会全体で高齢者を支える年金制度が整備されてきました。

→公的年金制度があることにより、親の老後を個別に心配することなく安心して生活を送れるのです。



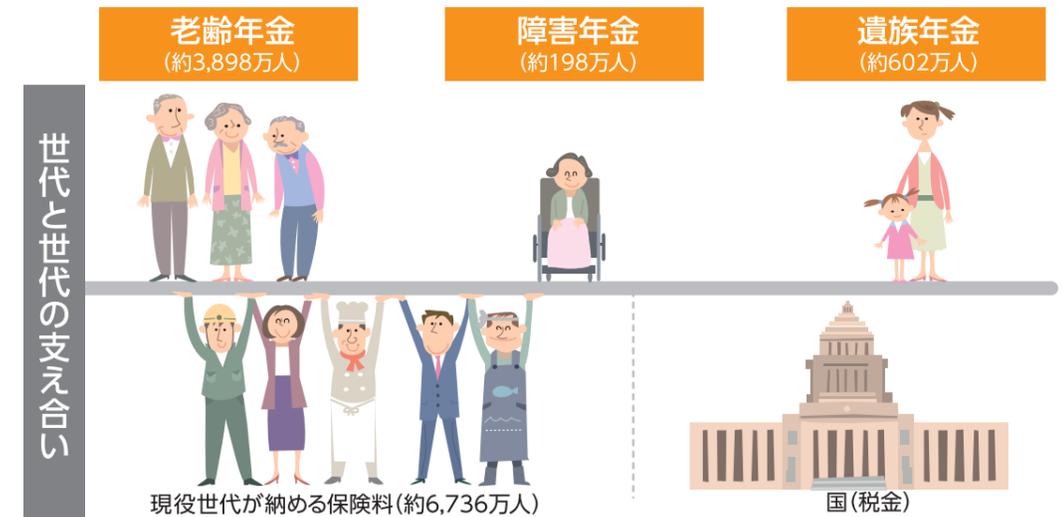
### ●経済変動や自分の寿命を的確に予測することは困難

公的年金制度がなければ、私たちは、自分の親の老後を仕送りなどによって支えながら、自分自身の老後に備える必要があります。自分や自分の家族に何が起きるのか予測することができない中で、貯蓄など個人の力だけで予想以上に長生きをした時など、様々な人生のリスクに備えることには限界があります。さらには、今後、1万円の重みがどれだけ変化していくのか、社会経済がどう変化していくのかは誰にも予測できません。公的年金制度は、物価や賃金の動向に応じて給付の水準が改善されるため、私的な貯蓄等では難しい老後の安定的な所得保障を担っています。

## 3 「世代間扶養」という考えのもと、世代と世代が支え合っています

公的年金制度は、現役世代が納める保険料で高齢者の方に年金を支給するという「世代と世代の支え合い」(世代間扶養)が基本になっています(これを賦課方式といいます)。また、基礎年金の1/2が国庫負担(=税金)でまかなわれています。

賦課方式を基本とする世代間扶養の仕組みにより、給付は終身にわたって続き、かつ、賃金や物価が上昇しても、それに伴い高齢者を支える現役世代の給料も増えるため、その分で高齢者の年金も改定(年金額のスライド)することができます。



## 4 公的年金制度は「基礎年金」「厚生年金等」の2階建て構造です

日本の公的年金制度は、2階建て構造で、国民年金は国内に居住する20歳以上60歳未満のすべての方が被保険者となり、高齢期になれば加入期間に応じて基礎年金を受け取れます。これに加え、会社員は厚生年金、公務員等は共済組合に加入し、基礎年金の上乗せとして過去の報酬と加入期間に応じて報酬比例年金を受け取ることになります。





# 特集 消費者被害について

## 第4回 クーリング・オフ制度

クーリング・オフ制度とは、文字通り「頭を冷やして考え直す期間を確保する」ということです。

消費者にとって不意打ちにあたる訪問販売や電話勧誘などによる契約の場合、商品等の購入契約をした後でも、一定の条件のもとで消費者からの一方的な解約を認める制度です。

クーリング・オフは全ての契約が対象になるのではなく、クーリング・オフができる期間も定められています。



### ○クーリング・オフが可能な主な取引と期間

| 取引内容                      | 適用対象  | クーリング・オフ期間               |
|---------------------------|---|--------------------------|
| 訪問販売                      | 自宅訪問販売、催眠商法など   | 8日間                      |
| 電話勧誘販売                    | 電話勧誘による商品の販売  | 8日間                      |
| 特定継続的役務提供                 | 決められた金額、期間を超えるエステ、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室(店舗での契約を含む)       | 8日間<br>(途中解約も可)          |
| 訪問購入                      | 店舗以外の場所で、貴金属を含む原則すべての物品を事業者が消費者から買い取る契約                 | 8日間                      |
| 連鎖販売取引<br>(マルチ商法)         | 個人が販売員として勧誘し、さらに次の販売員を勧誘すれば収入が得られると言って、連鎖的に販売網を拡大する取引   | 20日間<br>(条件により途中解約・返品も可) |
| 業務提供誘因販売取引<br>(内職・モニター商法) | 内職等の仕事を提供するので収入が得られると誘い、仕事に必要であるとして商品などを売りつけ金銭負担を負わせる取引 | 20日間                     |

まずは、消費者ホットラインへ相談 ☎0570-064-370

みよし地域包括支援センターは高齢者の相談窓口です。適切な窓口につなぐお手伝いをさせていただきます。お気軽にご連絡ください。

東みよし町支所 76-5580 本所(池田) 72-5877  
 祖谷支所 87-2088 三野支所 77-2882

## 農地中間管理事業に対するご相談・お問い合わせ先

お住まいの市町村担当課又は  
徳島県農地中間管理機構(徳島県農業開発公社)へご相談ください。

| 市町村担当課        | 電話番号         |
|---------------|--------------|
| 徳島市 農林水産課     | 088-621-5246 |
| 鳴門市 農林水産課     | 088-684-1153 |
| 小松島市 産業振興課    | 0885-32-3809 |
| 阿南市 農林水産課     | 0884-22-1598 |
| 吉野川市 農業振興課    | 0883-22-2228 |
| 阿波市 農業振興課     | 0883-35-4113 |
| 美馬市 農林課       | 0883-52-5609 |
| 三好市 農業振興課     | 0883-72-7617 |
| 勝浦町 産業交流課     | 0885-42-1505 |
| 上勝町 産業課       | 0885-46-0111 |
| 佐那河内村 産業環境課   | 088-679-2115 |
| 石井町 いきいき農業振興課 | 088-674-1118 |
| 神山町 産業観光課     | 088-676-1118 |
| 那賀町 農業振興課     | 0884-62-3776 |
| 美波町 産業振興課     | 0884-77-3617 |
| 牟岐町 産業課       | 0884-72-3420 |
| 海陽町 産業観光課     | 0884-76-1511 |
| 松茂町 産業環境課     | 088-699-8714 |
| 北島町 生活産業課     | 088-698-9806 |
| 藍住町 経済産業課     | 088-637-3120 |
| 板野町 農業委員会     | 088-672-5995 |
| 上板町 産業課       | 088-694-6806 |
| つるぎ町 農林課      | 0883-62-3111 |
| 東みよし町 産業課     | 0883-79-5339 |

徳島県農地中間管理機構  
(公益財団法人 徳島県農業開発公社)

〒770-0939 徳島市かちどき橋1丁目41番地  
TEL 088-621-3083 FAX 088-655-8364  
ホームページ <http://www.tokushima-kousha.jp>  
メールアドレス [home@tokushima-kousha.jp](mailto:home@tokushima-kousha.jp)

農地を貸したい方！ 農地を借りたい方！

# 農地中間管理機構

を活用してみませんか？

徳島県農地中間管理機構(徳島県農業開発公社)は、  
農地を「貸したい方」と「借りたい方」の仲介をして、  
人と農地の課題を解決し、農地の有効活用を進めていきます。

※対象は農業振興地域内の農地です。また、「人・農地プラン」を基本として進めていきます。



農地を貸したい方

市町村で受付

貸付希望者リストに登録

「借受希望者」とのマッチング



地域での話し合い



農地を借りたい方

市町村・農地中間管理機構で受付

借受希望者リストに登録

「貸付希望者」とのマッチング



マッチングにより「貸付希望」と「借受希望」の条件が合えば・・・

農地を貸したい方は

機構に貸付

農地中間  
管理機構

農地を借りたい方は

機構から借受

貸付けができた方や地域には、一定条件のもとに協力金を交付！

# 機構集積協力金について

農地中間管理事業で、貸付けができた方や地域を対象とした協力金です

**地域集積協力金**  
2～3.6万円/10a

**対象** 各地域の話し合いにより、まとまった農地を機構に貸付けた地域



**経営転換協力金**  
30～70万円/戸

**対象** 機構を通じて10年間貸し付けることが出来た規模縮小、リタイア又は農地を相続した人



農地を貸したい人(出し手)

中間管理機構

農地を借りたい人(受け手)



一定条件を満たせば市町村から交付されます。  
詳しくは、市町村担当課までお問い合わせください。

# 農地を貸したい方へ



リタイアをお考えの方

市町村では、農地を貸し付けたい方を  
随時募集しています。

貸したい方は、

貸付希望農用地の登録申請書を  
市町村に提出する必要があります(記載例参照)



相続人の方



経営転換をお考えの方

様式第1号

貸付希望農用地の登録申請書

受付印

平成26年 7月〇〇日

市町村農地中間管理事業担当課長 殿

住 所 徳島市かちどき橋1-41

氏 名 徳島 農地

電話番号 ( 088 - 621 - 3083 )

( 記載例 )

(様式第1号の添付書類)

貸付希望農用地リスト

私は、次の農用地等を貸付希望地として登録申請します。  
なお、登録申請した農用地の管理及び申請書記載データの  
項について承諾等しています。

1 登録申請する農用地等  
別添「貸付希望農用地リスト」のとおり

2 農用地等の利用方法等にかかる希望  
貸付希望農用地の利用方法等にかかる私の希望は次の  
とおりです。

該当する項目に〇印を付けてください

|                       |                          |
|-----------------------|--------------------------|
| <input type="radio"/> | 農地の利用方法に制約をつけたい(形状を変えずに) |
| <input type="radio"/> | 農地の利用方法に制約をつけない          |
| <input type="radio"/> | 賃料について具体的な希望がある          |
| <input type="radio"/> | 賃料は、0円でかまわない             |

※上記以外のごとで具体的な希望等があれば記入  
地域外の担い手からの申出も可能です。

1 貸出希望者

| 氏 名   | 住 所          | 電 話 番 号          |
|-------|--------------|------------------|
| 徳島 農地 | 徳島市かちどき橋1-41 | 088 - 621 - 3083 |

2 貸出希望農用地

| 農地<br>番号 | 農地の所在地等 |     |     | 地番  | 面積(m <sup>2</sup> ) | 地目 | 栽培作物  | 収穫量(kg/10a) |
|----------|---------|-----|-----|-----|---------------------|----|-------|-------------|
|          | 市町村     | 大 字 | 小 字 |     |                     |    |       |             |
| 1        | 徳島市     | 〇〇  | △△  | 123 | 2,600               | 畑  | ほうれん草 | 1,000       |
| 2        | 徳島市     | 〇〇  | □□  | 145 | 2,000               | 田  | 水 稲   | 490         |
| 3        | 徳島市     | 〇〇  | □□  | 146 | 2,000               | 田  | 水 稲   | 490         |

貸出希望圃場の  
主な作目の平均  
収量を記入する

3 貸出希望、賦課金等

| 農地<br>番号 | 貸出の希望(千円) |      |      | 隣接道路幅員等 | 賦課金及び農地等の状況 |      |           |
|----------|-----------|------|------|---------|-------------|------|-----------|
|          | 希望年数      | 最低賃料 | 希望賃料 |         | 賦課金等の金額     | 未相続地 | 隣接する農地の番号 |
| 1        | 10        | 40   | 50   | 2m      | 改良区他10,000円 |      | -         |
| 2        | 10        | 20   | 25   | 3m      | 改良区他10,000円 |      | 3         |
| 3        | 10        | 20   | 25   | 3m      | 改良区他10,000円 |      | 2         |

貸出希望賃料  
は1筆毎の価  
格を記入する

貸出希望圃場  
1筆ごとの改  
良区賦課金、  
水利費等を記  
入する

3 登録申請した農用地等の管理  
農地中間管理機構(以下「機構」)の農地中間管理事  
業で、「借受希望者」が見つかるまでの間は、所有者が自  
ら管理する。なお、本登録による有効期限は原則として2年間です。  
また、農業振興地域の区域外の農用地は事業の対象外

4 申請書記載データの公開  
本申請書に記載の情報は、機構事業実施のため、必要  
に応じて、個人へ「情報開示」されることについてご了承  
がいただいております。

(注1) 希望年数は原則として10年以上としています

(注2) 未相続地(相続できていない農地)は原則として借りない予定ですが該当する場合は〇印を記入

4 その他特記事項 ※現在賃借等を行っている場合は、相手方、終期、賃料等を記載してください。

5 マッチングに基づき借受を予定している者の氏名及び農地番号 ※この欄は市町村が記入します

※ 当該農地の地番等が確認できる書類(農家台帳の写し、固定資産台帳課税証明書の写し等)を添付してください

# 農地を借りたい方へ

農地を借りたい方は、「農用地借受け申出書」を  
徳島県農地中間管理機構又は市町村担当課へ提出する必要があります。



## 農地中間管理機構による農地の借受け及び貸付けの募集

農地中間管理機構とは、農地を貸したい人と借りたい人との橋渡しをする組織です。  
下記日程により平成26年度の農地の貸し手及び借手を募集します。

### ☆借受希望者の募集（徳島県農業開発公社）

受付期間 平成26年11月1日～平成26年11月30日

### ☆貸付希望農地の登録（東みよし町役場産業課）

受付期間 平成26年11月1日～平成27年3月31日

受付時間 8時30分～17時15分（土・日・祝日を除く）

- 注意事項
- ・ 借受希望者の公募は、農地中間管理機構（徳島県農業開発公社）がHP等で行います。（産業課でも応募を受付ます。）
  - ・ 貸付希望農地の登録手続きは、産業課で行います。
  - ・ 貸付希望農地は、貸付希望農用地リストに掲載され、借受希望者とのマッチングを行います。（貸付希望農用地リストへの掲載は2年間です。）
  - ・ 対象となる農地は農業振興地域内の農地となります。
  - ・ 耕作放棄地及び遊休農地は基本対象外です。
  - ・ 貸借期間は10年です。

貸付希望農用地リストに掲載されただけでは、農地中間管理機構が借受けたことにはなりません。リストに掲載された農地の借手が決まって初めて農地中間管理機構が借受けることとなりますので、それまでの間は、農地の所有者が農地の管理を行ってください。

お問い合わせ  
・ご相談

東みよし町役場産業課

79-5339

農地中間管理機構

(徳島県農業開発公社)

088-621-3083